

特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業Q & A

令和6年6月28日作成

制度全般について

Q 1 「都事業の利用可能戸数を全戸利用する」とは、具体的にどのような場合か。

A 1 以下のとおりです。

※都事業の利用可能戸数が6戸の場合

例 1 施設として介護職員6戸、生活相談員1戸の利用をしたい。

→都事業で6戸、区事業で1戸の申請をしてください。

例 2 施設として介護職員8戸利用をしたい。

→都事業で6戸、区事業で2戸申請してください。

例 3 施設として介護職員4戸、栄養士1戸利用したい。

→都事業で介護職員4戸、区事業で栄養士1戸の申請をしてください。

例 4 施設として介護職員6戸利用をしたい。しかし、うち2戸の宿舎は施設から15km離れたところにある。

→都事業で4戸、施設から15kmの宿舎2戸分は区事業の申請をしてください。

※都事業は借り上げている宿舎が事業所の半径10km圏内にあることが条件となっています。このため、15kmの宿舎2戸分は区事業にて申請してください。

なお、都事業の要件に当てはまる外国人介護職員の方については、助成対象戸数に上限がないため、都事業での申請をお願いいたします。

Q 2 助成対象期間の上限はありますか。

A 2 上限はあります。同一の職員が利用できるのは、最大で10年までです。

一旦助成が開始されると、助成終了年度（助成を受けられる最大の期間の終期）が自動的に定まります。助成開始後に、助成を受けていない期間が生じた場合であっても、助成終了年度は延長されません。

助成期間終了日は、助成開始月に関わらず、助成終了年度の末日（3月31日）となります。

例 1 令和6年4月1日助成開始の職員

→助成対象期間終了日 令和16年3月31日（令和15年度末）

例2 令和6年10月1日助成開始の職員

→助成対象期間終了日 令和16年3月31日（令和15年度末）

注）令和16年9月30日ではありません。

対象宿舎について

Q3 法人が所有している宿舎は対象になるか。

A3 対象になりません。法人が借り上げている物件が対象です。

Q4 施設から宿舎の距離の制限はあるか（都事業は半径10km以内）

A4 制限はございません。都事業は災害時の迅速な対応を推進する目的等から距離制限がございしますが、区事業の制限はございません。

対象入居者について

Q5 当該介護職員に東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（以下、「住居手当」とする）を支給している場合、対象となりますか。

A5 居住手当を支給している場合は対象外です。当該借り上げ宿舎への入居中は、居住手当を不支給（停止）とした場合は対象となります。なお、助成期間中に誤って居住手当を支給した場合は、居住手当の返金を当該職員から受ける必要があります。

Q6 申請時は、宿舎の借り上げや入居者について、見込みの状態でもよいか。

A6 見込みの状態ではご申請いただけません。法人として賃貸借契約を完了、入居者を確定させていただき、書類一式をご提出ください。

Q7 事務職員は対象になるか。

A7 対象になりません。対象になるのは直接雇用（常勤職員に限る）されている介護職員、看護職員、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、医師です。

Q8 「常勤職員」とはどのような定義か。

A8 各施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達している職員を指します。（介護報酬の解釈 指定基準編「第2章 人員に関する基準」より）

Q9 非常勤職員は対象になるか。

A9 常勤職員に準じた就労形態で業務するものであれば対象になります。当該非常勤職員の実労働時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上であることが条件です。
（兼務の場合は、助成対象事業所が主たる勤務先であり、かつ当該事業所における助成対象職種としての勤務が常勤職員の所定労働時間の5割以上であること）

Q10 「機能訓練指導員」とは、具体的にどの職種なのか。

A10 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者です。
(介護報酬の解釈 指定基準編「第2章 人員に関する基準」より)

Q11 住居手当を出している職員は対象になるか。

A11 対象になりません。宿舎への入居中は住居手当を不支給(停止)とした場合は対象になります。また、同居人がいる場合、その同居人も住宅手当を受給していないことが条件となります。

Q12 外国人が居住する場合も対象になるか。

A12 対象になります。国籍は問いません。なお、都事業の要件に当てはまる外国人介護職員の方については、助成対象戸数に上限がないため、都事業での申請をお願いいたします。

補助対象経費について

Q13 補助対象経費はどのようなものが対象か。

A13 賃料、共益費(管理費)、礼金、更新料は対象です。敷金や仲介手数料や更新手数料等は対象外です。

Q14 本事業の対象となる経費の考え方は。

A14 当該年度の入居期間に係る経費が対象です(令和6年4月の賃料を令和6年3月に支払った場合は対象。礼金は令和5年度～令和6年度に支払ったものが対象です。)

Q15 更新料は対象となりますか。

A15 更新料は助成期間開始日以降の賃貸借契約更新に係る場合のみ対象となります。

【例】助成期間開始日6月1日 更新日6月1日 更新料支払日5月25日⇒助成対象となります。(契約更新が助成期間開始後のため)

【例】助成期間開始日6月1日 更新日5月1日 更新料支払日4月25日⇒助成対象となりません。(契約更新が助成期間開始前のため)

Q16 職員にも賃料を一部負担してもらっているが、賃料の全額が補助対象経費となるのか。

A16 賃料から職員負担分を差し引いた額が補助対象経費となります。

Q17 宿舎1戸あたりに支払われる補助金は、月額いくらが上限になるのか。

A17 最高で71,750円です。(基準額82,000円に補助率7/8をかけた額)

- Q18 一括で支払っている礼金等は補助金申請時にどのように計算するのか。
A18 補助対象の月数で礼金等を除した額を、補助対象の各月に振り分けます。

【例】補助期間開始の月が5月で、4月に200,000円の礼金を一括して支払った場合、当該年度内の補助対象月数（5～3月の11ヶ月）で200,000円を除した額18,181円（小数点以下切り捨て）を各月の補助対象経費に加えます。ただし、各月の補助対象経費の上限は、礼金等を含めて1戸82,000円です。

- Q19 シェアハウスのような1戸に複数名が暮らす場合、どのように取り扱うのか。
A19 1件の賃貸借契約につき、1戸とみなすので、1戸分の助成となります。助成対象額の積算は居住実態に応じて異なりますので、個別にご相談ください。

交付申請について

- Q20 申請書に記載の「理由書」とはどのようなものか。
A20 様式は特に問いません。A4の用紙に「理由書」のタイトルを付け、法人（施設）における現在の介護人材の状況や宿舎借り上げ支援の必要性等をご記入ください。
- Q21 申請書に記載の「事業計画書」とはどのようなものか。
A21 法人の事業計画書のことです。
- Q22 申請書に記載の財産目録や賃借対照表、収支計算書などはいつ時点のものを提出すればよいか。
A22 申請の際にご用意いただける書類の中で、通年のもので直近のものをご提出ください。
- Q23 申請書に記載の「法人が営む主な事業を確認できる書類」とはどのようなものか。
A23 法人のパンフレットや法人ホームページの法人概要・事業所一覧のページのコピー等を想定しています。

変更申請について

- Q24 対象宿舎の賃料が高くなり、通知を受けた交付決定額よりも補助対象経費が多くなるが、その分は認められるか。
A24 賃料等の変更により、補助事業の内容に変更が生じた場合は、「世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業補助事業変更申請書（第3号様式）」の提出が必要です。その他、交付申請から変更が生じた場合、高齢福祉課までご連絡ください。※最終提出期限は令和7年3月1日。

実績報告について

Q25 実績報告書の添付書類はどのようなものか。

A25 賃料等を支払ったことがわかる書類を添付してください。引き落とし口座の明細等を想定しています（該当部分が分かるよう、対象金額にマーカーを引く、不要な記載は黒塗りにする等してください。）

また、複数の宿舍の経費をまとめて支払った場合は、同一の支払いの証明書類であっても、宿舍ごとにコピーをして、まとめて提出をしてください。

請求書について

Q26 請求書（第8号様式）に「～で交付額確定通知を受けた～」とあるが、どの通知の日付等を記入すればよいか。

A26 実績報告書提出後、区から通知いたします「世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）」の右上に記載の文書番号や年月日をご記入ください。